

# 幹事会、関東・関西集会 報告

## 幹事会報告 第125回（平成25年11月）～第128回（平成26年3月）

11月から4回の幹事会を開いた。主には新たな経済的補償制度、第13回大会開催準備、被害者参加制度3年後見直しについて継続的に話し合った。

経済補償については代表幹事が内閣府検討会へ出席し意見を提出するなどした。あすの会の補償制度案要綱については、構成員全員の総意でないとの見解で採用されることはなかった。一方、自民党・公明党内PT（犯罪被害者施策検討）からのヒアリング要望に、実際困窮している会員が出席して実情を訴えるなどの取り組みをした。今後は与党PTに期待し、

積極的に働きかけていくことにした。

第13回大会については第12回、あすの会in関西に引き続き死刑制度存置の立場から量刑基準、裁判員制度、裁判官任命にも触れて開催することとした。発表者の選出、弁護士の立場からは、死刑制度勉強会から専門的な話を分かりやすく解説いただき、会場との討論でも協力して頂くこととして準備を進めた。被害者参加制度3年後見直しについては、高橋副代表幹事が法務省の意見交換会に出席し、実例を元に改善要望を述べている。

## 関東集会報告 第126回（平成25年10月）～第128回（平成26年3月）

今期の関東集会は、1月の第13回大会と、2月の大雪の影響で3回だけの開催だった。

議題の中心は第13回大会と、内閣府で検討されている「犯罪被害給付制度の拡充と新たな補償制度の創設に関する検討会」の進捗状況と、裁判員裁判の死刑判決を破棄して無期懲役に減刑した、東京高裁

村瀬均裁判長の判決だった。名前だけで実のない内閣府の検討会と、裁判員の思いを無視し凶悪犯にやさしい裁判長に対する会員の怒りは相当なものだった。

12月21日に開かれた関東集会兼忘年会は、岡村顧問も出席され1年を締めくくった。

## 関西集会報告 第145回（平成25年11月）～第149回（平成26年3月）

月1回のペースで開催することができ以下のような内容が話された。

被害者経済補償について、内閣府の基本計画策定・推進専門委員会議は、犯罪被害者を蚊帳の外に置いた議論であり残念である。松村代表の孤軍奮戦に感謝し、今後の自民党、公明党の「犯罪被害者等保護・支援体制のPT」に期待していきたい。

3回とも同じ高裁の村瀬裁判長が、裁判員裁判の一審判決を破棄した判決には憤りを感じる。

犯罪被害者支援条例について、神戸市では、一時的

な資金、転居費用は1回のみ助成、お礼参りを防ぐ転居費は認めない、特に犯罪被害者用に空室を設けてないが選考で配慮するなどの内容が説明された。明石市では、一時保育及び介護の支援、刑事手続き参加への旅費の支援、一事件当たり300万円を上限とする損害賠償額と同額の立替金制度が創設されたので、明石市方式の支援条例が全国に広がることを期待する。ひょうご支援センターには、自治体への条例制定につき積極的に取り組んでもらうよう要望書を提出した。